

税関様式B第 1132 号

通関業許可の承継の不承認通知書

殿

殿

平成 年 月 日

税 関 長

平成 年 月 日付申請に係る通関業の許可の承継申請については、審査の結果、下記の理由により、承認をしないこととするので通知します。

記

1 通関業者の氏名又は名称及び住所

2 承認をしない理由

【不服申立てについて】

この処分について不服があるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内に財務大臣に対し審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 1 この処分については、審査請求を行わずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 2 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 3 取消訴訟は、処分があったことを知った日若しくは審査請求をしたときはこれに対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該処分若しくは裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。

(規格A 4)